

報道機関配付資料 安城市

件名 「定額減税しきれないと見込まれる人」への調整給付金について

令和6年8月1日

国の総合経済対策に基づき、定額減税しきれないと見込まれる人に調整給付金を支給します。令和6年7月31日付で支給対象者に調整給付金支給確認書を送付しました。

記

- 支給対象者 ①又は②のいずれか若しくは両方に該当する人
 - 所得税分の定額減税可能額が「令和5年分所得税額から推定する令和6年分推計所得税額」を上回る人
 - 市民税・県民税所得割分の定額減税可能額が「令和6年度個人住民税所得割額」を上回る人
- 支給金額 ①と②の合算額（合算額を1万円単位に切り上げ）
 - 所得税分定額減税可能額－令和6年分推計所得税額（令和5年分所得税額）（0未満の場合は0）
 - 市民税・県民税所得割分減税可能額－令和6年度市民税・県民税所得割額（0未満の場合は0）
- 申請期間 令和6年8月1日（木）から10月31日（木）まで
- 申請手続き 次のいずれかの方法で申請
 - オンライン申請（マイナンバーカードが必要）
デジタル庁の「給付支援サービス」を利用して申請
 - 支給確認書の提出による申請
市が送付した支給確認書を郵送又は窓口で提出
- 確認書受付・相談窓口 安城市調整給付金コールセンター
電話番号 0566-77-1525
受付時間 午前9時から午後5時まで（土・日・祝日を除く）

問い合わせ 安城市市民税課

電話（直通） 0566-71-2214



安城市LINE
公式アカウント
友だち募集中

安城市は持続可能な開発目標(SDGs)を支援しています。